

## 公共工事における施工体制台帳の作成・提出について

平成27年3月16日

これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳並びに施工体系図の作成義務は、下請金額が一定以上の工事のみが対象であり、小規模工事については義務付けられていませんでしたが、建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、**公共工事については下請金額の下限が撤廃され、平成27年4月1日以降に公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出する必要があります。**

**なお、同様に下請金額にかかわらず、施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する必要があります。**

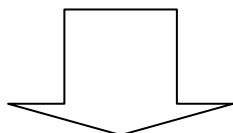
また、建設業法施行規則等の一部を改正する省令により、建設業法施行規則が改正され、施工体制台帳の記載事項として、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況が追加されることとなりました。

■施工体制台帳の作成等の対象となる公共工事は、以下のとおり

平成27年3月31日までは、

下請契約の請負代金額の合計が3,000万円以上

(建築一式工事の場合は、4,500万円以上)となる工事



**平成27年4月1日から**

**下請契約を締結する全ての工事**

【問い合わせ先】

井原市役所 総務部財政課管理係

TEL: 0866-62-9507